参考資料１

知床世界自然遺産地域科学委員会　ヒグマワーキンググループ設置要綱

（目　的）

第１条　知床半島におけるヒグマの管理に関する検討を深めるため 、知床世界自然遺産地域科学委員会・設置要綱第 5 条第 3 項に基づき、ヒグマワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

（１）知床半島ヒグマ管理計画に基づく各種対策の実施・評価・見直しに関する事項

（２）関係機関との連絡調整に関する事項

（３）その他目的達成のために必要な事項

（組　織）

第３条　ワーキンググループは、科学委員会委員長の了解を得て事務局長が委嘱する者の他、別紙に掲げる関係行政機関をもって組織する。

２　ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により選任する。

３　座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は１年とし、再任されることを妨げない。

２　年齢が 70 歳を超えるものを委員として選任しない。

（議事等）

第５条　ワーキンググループは、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。

２　座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。

３　ワーキンググループの議事は、原則として公開するものとする。

（事務局）

第６条　事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

２　事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。

３　事務局は、ワーキンググループの運営に必要な事務を処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和４年８月３日から施行する。

令和５年４月１日一部改正

令和５年12月８日一部改正

令和６年４月１日一部改正

令和７年４月１日一部改正

令和８年４月１日一部改正

（別紙）

○委　員（五十音順、敬称略）

愛甲　哲也　　北海道大学大学院農学研究院　教授
宇野　裕之　　東京農工大学　名誉教授　※座長代理
佐藤　喜和　　酪農学園大学農食環境学群環境共生学類　教授　※座長
下鶴　倫人　　北海道大学大学院獣医学研究院　教授
松田　裕之　　横浜国立大学総合学術高等研究院　上席特別教授
間野　勉　　北海道立総合研究機構　フェロー
山中　正実　　北海道大学大学院獣医学研究員　客室研究員

○地元自治体

斜里町
羅臼町
標津町

○事務局

環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道